

消費税率の引上げに伴う中間申告・納付額に関する留意点

計画的な納税資金の準備を

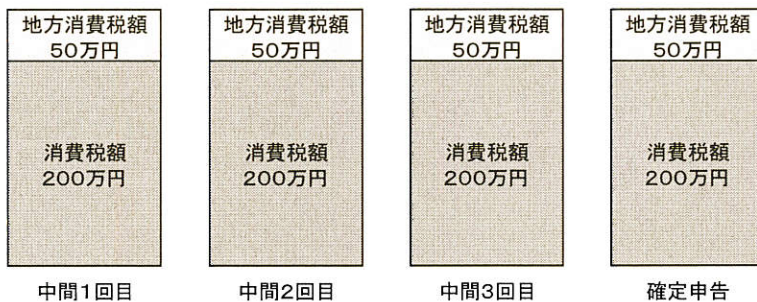
消費税率は平成26年4月1日から8%（消費税6.3%、地方消費税1.7%）に改定されています。

一方、消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の消費税額（国税）を基礎として計算されています。

このため、消費税率の改定直後においては、今後申告する課税期間が消費税率8%の期間であっても、中間申告・納付額が直前の消費税率5%に対応する金額であるため、確定申告時には、その差額に対応する消費税額を申告・納付する場合がありますので、納税資金の準備をお願いいたします。

○ 3月決算法人の中間申告・納付のイメージ（例）

【課税期間：平25. 4. 1～平26. 3. 31】



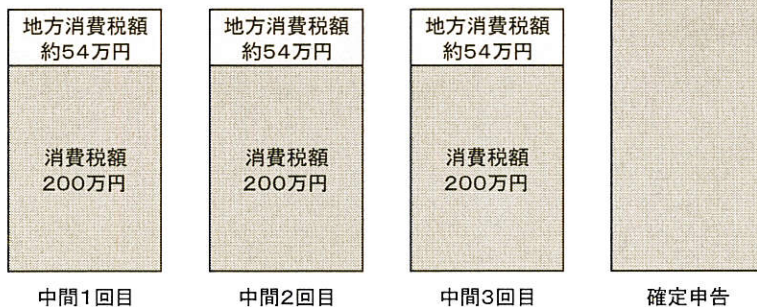
消費税率5%

年税額 1,000万円
 中間申告による納付額 750万円
 確定申告時の納付額 250万円

【課税期間：平26. 4. 1～平27. 3. 31】

（直前の課税期間と同額の課税売上があったとした場合）

消費税率の改定直後においては今後申告する課税期間が消費税率8%の期間であっても、中間申告・納付額は直前の課税期間の消費税額（国税）を基礎として計算



消費税率8%

年税額 1,600万円
 中間申告による納付額 762万円
 消費税
 $800万円 \times 3/12 = 200万円$
 地方消費税（改定後の税率適用）
 $200万円 \times 17/63 = 54万円$
 （中間申告・納付額は254万円×3回）
 確定申告時の納付額
 $1,600万円 - 762万円 = 838万円$

なお、仮決算による中間申告においては、消費税及び地方消費税ともに中間申告対象期間の末日が平成26年4月1日以後である場合には、税率の異なるごとに区分して中間申告による納付額を計算します。

また、事業者の方々が計画的に消費税の納付を行っていただけるよう、確定申告を待たずに自主的に中間申告・納付ができる「任意の中間申告制度」が創設されています。

この制度は平成26年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

○ 納税に関するご相談：麴町税務署徴収部門

電話：03-3221-6011（内線5211）

